

## 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更認可に関する審査基準

奈良県知事（以下「知事」という。）が、私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び幼保連携型認定こども園（以下「学校等」という。）を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項に規定する法人を含む。以下同じ。）の設立に係る寄附行為の認可及び寄附行為の変更に係る認可を行う場合は、私立学校法その他の関係法令及び別に定める各学校の設置認可に関する審査基準に定めるもののほか、この審査基準により審査する。

### 第一 学校法人の寄附行為を認可する場合

#### 1 名称

学校法人に付する名称は、当該学校法人の目的に照らし、学校法人の名称としてふさわしいものであって、かつ、既存の学校法人の名称と同一又は紛らわしくないものとする。

#### 2 校地及び施設並びに設備について

- (1) 校地及び校舎等の施設は、申請時において申請者の自己所有（申請者名義の所有権の登記がなされていることを要する。）であり、かつ、負担附きでないこと。ただし、地方公共団体、国、独立行政法人及びこれらに準ずる者（以下「地方公共団体等」という。）の施設を借用する場合、又は20年以上の長期契約により借用するなど、長期にわたり安定して使用する条件を取得し、これを登記した場合など、教育上及び安全上支障が無いときはこの限りではない。
- (2) 地方公共団体等の所有する施設を借用する場合において、申請時までに貸付けについての議会の議決等がなされ、寄附行為の認可があれば開設時までにその所有権を取得できる保証があるときは、第一の2の(1)の規定の適用については、当該施設は申請時において自己所有であるとみなすこと。
- (3) 校舎等の施設及び設備は、開設時までに整備されると認められること。ただし、完成年度までの全体計画が確立しており、その実施について財政的措置が確実に認められ、かつ教育上支障がないと認められる場合にあつては、年次計画により整備することを認めるものとする。
- (4) 設備は負担附きでなく、自己所有であること。ただし、設備を借用とすることにつき教育上支障がないと認められる場合は、この限りではない。
- (5) 施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものであり、かつ、原則として申請時において、設置経費に相当する額の寄附金が収納されていること。この場合において、当該寄附金

等については、次のとおり取り扱うこととする。

ア 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金、寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は、設置経費の財源に算入しないこと。

イ 寄附金は、寄附申込書のほか、株式会社等法人にあつては役員会の決議録その他の資料により、個人にあつては寄附者の収入又は資産の状況を明らかにする納税証明書その他の資料により、当該寄附の事実を確認できる場合に限り、設置経費の財源に算入できること。

ウ 地方公共団体等からの補助金又は寄附金は、申請時までに予算についての議会の議決等がなされ、交付等が確実であるときは、申請時において収納されている寄附金とみなすことができること。

### 3 経営に必要な財産

- (1) 学校等の教育に必要な学校経営上の経費（以下「経常経費」という。）については、十分な経費が計上されていること。
- (2) 学校等の開設年度における経常経費に相当する額の寄附金が原則として申請時に収納されていること。
- (3) 学校等の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。
- (4) 開設年度から完成年度までの学校運営に係る予算について、適正な計画を立てており、経常経費の財源としては原則として、授業料、入学料等の経常的収入その他学校法人等の負債とならない収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。この場合において、園児、児童、生徒数が合理的に算定されていることにより、確実に収納される見込みがあると認められるものであること。
- (5) 校地又は校舎等の施設が借用の場合には第一の3の(4)の規定にかかわらず、原則として、申請時において、開設年度から完成年度までの経常経費に相当する額の寄附金が収納されていること。

### 4 役員等

- (1) 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。
- (2) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (3) 学校法人の事務長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であること。
- (4) 学校法人の事務を処理するため、設置する学校等の規模に応じた専任の

職員を置く適切な事務組織が設けられていること。

- (5) 学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備その他学校等を設置する学校法人にふさわしい管理運営体制が整えられていること。

## 第二 既に学校等を設置している学校法人が学校等を設置する場合に係る寄附行為の変更等を認可する場合

### 1 新たに設置する学校等の施設及び設備

- (1) 申請時において、設置経費の財源として、当該設置経費に相当する額の寄附金、積立金、資産売却収入その他学校法人の負債とならない収入により積み立てられた資産を保有していること。

ただし、設置経費の財源に地方公共団体等からの補助金等が予定されている場合であって、交付等が確実であるときは、設置経費の財源として算入して差し支えないものとする。

- (2) 第二の1の(1)の規定に関わらず、次の基準を満たす借入金は認められるものとする。

ア 借入金額が設置経費の2分の1以下であること。

イ 借入先が日本私立学校振興・共済事業団であること。

ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が3分の1以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の5分の1以下であること。ただし、学校等の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りではない。

### 2 既設校等

- (1) 既に学校等（以下「既設の私立学校」という。）を設置している学校法人が新たに私立学校を設置する場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならないこと。

ア 既設の私立学校の施設及び設備が、既設の私立学校の種類の別に応じ、既設の私立学校の所轄庁が定める審査基準その他の法令に適合していること。

イ 既設の私立学校のうち、完成年度を超えていないものがある場合、当該私立学校の設置に関する計画が着実に履行されていること。

ウ 既設の私立学校の在籍者数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。

エ 既設の私立学校のための負債について、償還が適正に行われており、か

つ、適正な償還計画が確立されていること。  
オ 既設の私立学校において学校紛争等の管理運営の適正を期しがたいと認められる事実がないこと。

### 3 役員等

第一の4を準用すること。

#### 附 則

この基準は、平成29年2月15日より施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和6年9月2日に改正し、令和7年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 寄附行為の変更に係る認可申請又は学校法人の設立に係る寄附行為の認可申請を行う者は、次に掲げる認可においては、施行日前であっても改正後の審査基準に基づき認可の申請を行うことができる。この場合において、県は、改正後の審査基準に基づき当該申請の審査を行うものとする。
  - (1) 施行日以後を認可日とする寄附行為の認可及び変更の認可
  - (2) 私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）の施行に関連する寄附行為の変更の認可